

令和 7 年度

八代市政治倫理審査会 会議録

令和 7 年 1 月 6 日作成

八代市政治倫理審査会会长 中松 洋樹

【日 時】 令和 7 年 1 0 月 3 0 日 (木) 9 時 0 0 分～1 2 時 4 5 分

【場 所】 八代市役所 3 階 3 0 2 会議室

【出 席 者】 会長 中松 洋樹
副会長 川井 健次
委員 稲本 真理
委員 掛樋 洋子
委員 高見 治
委員 寺田 公子

【欠 席 者】 委員 坂口 佳菜子

【事 務 局】 文書統計課長 松田 英里
文書法規係長 橋本 聖矢
参事 野田 恵子

【議 題】 1 会長及び副会長の選出について
2 調査請求の概要について
3 金子議員に対する調査請求について
4 成松議員に対する調査請求について
5 審議

【資 料】 1 次第
2 席次
3 委員名簿
4 署名審査結果集計表
5 調査請求書（調査請求第 1 号）
6 調査請求書（調査請求第 2 号）

【公開状況】 公開（一部非公開）

【傍聴者数】 5 1 名

【所 管 課】 文書統計課文書法規係

【発言要旨】

事務局： それでは定刻となりましたので、ただいまから令和 7 年度第 1 回八代市政治倫理審査会を開会します。
はじめに本審査会の委員の皆様をご紹介します。
(委員紹介)

なお、本日欠席の坂口委員を含めまして、本審査会は 7 名の委員で構成しております。よろしくお願ひいたします。
続きまして、会長及び副会長の選出を行います。

まずは会長についてどなたかご推薦をお願いします。

委員 : 職業柄、あるいは見識等の立場から考えてうまく合致する中松委員にお願いするのはいかがでしょうか。

(一同賛同)

事務局 : それでは中松委員に会長をお願いしたいと思います。

続きまして、副会長について、どなたか御推薦をお願いします。

委員 : 川井委員に副会長をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

(一同賛同)

事務局 : それでは、副会長は、川井委員にお願いしたいと思います。これからの中松会長にお願いします。

会長 : 本日の審議がスムーズに運営されますよう皆様のご協力をよろしくお願いします。

事務局 : 本日の審査会については、議事録の作成のために録音をさせていただきますので、ご了承いただきますようお願いします。本日の会議の運営について、お配りしております八代市政治倫理条例と同条例施行規則に基づいて、5点の事項についてご説明します。

まず1点目は、審査会の役割についてです。

条例第8条において、審査会は審査を求められたときは、当該調査請求の適否及び当該事案の存否の審査を行い、審査を求めた日から60日以内に審査結果報告書を市長に提出しなければならないと規定されています。今回の調査請求につきましては12月12日が市長への報告期限となります。

2点目は、審査会の委員の除斥について、条例施行規則第5条において、「審査会の委員は自己若しくは配偶者又は3親等以内の親族の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者に従事するよう業務に直接利害関係がある事件については、その審査に関わることはできない」と規定されています。

3点目です。本審査会の会議の定足数について、条例施行規則第4条第2項において、委員定数の半数以上が出席しなければ、これを聞くことができないと規定されています。ただし、除斥者がありまして半数に達しないときはこの限りではありません。

4点目です。本審査会の議事の決定について、条例施行規則第4条第3項の規定によって、審査会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによると規定されています。

最後5点目です。審査会の会議の公開・非公開について、条例第5条第5項において、審査会の会議は公開するものとされています。ただし、やむを得ず非公開とするときは、委員定数の3分の2以上の同意が必要です。非公開と決定した会議を除いて、委員の皆様としては特定の個人の氏名、団体名等に關し

ては、相手方への影響等十分に配慮された上でご発言いただく
ようお願いします。

会長 : 委員の除斥について、該当する方はおられますか。
(該当なし)

本日は全員 7 名中 6 人が出席しております、会員の定足数である半数以上を満たしていますので、本会議は成立となります。

それでは審議に入る前に、事務局から調査請求の経緯の概略と、調査請求者から提出された署名審査の結果について説明をお願いします。

事務局 : まず、調査請求の経緯について、その概略をご説明します。
令和 7 年 9 月 30 日、八代市政治倫理条例第 7 条第 1 項の規定に基づき、金子昌平議員に対する調査請求 1 件と成松由紀夫議員に対する調査請求 1 件が署名簿と共に八代市議会議長宛てに提出され、同年 10 月 2 日に、その写しが議長から市長宛てに送付されました。市長において、調査請求書の記載事項及び添付書類の内容についての形式審査が行われ、2 件とも不備がないことが確認されたのち、10 月 14 日付で市長から本審査会に審査の求めが行われました。

続きまして、署名審査の結果についてご説明します。お手元の資料「署名審査結果集計表」をご覧ください。

八代市選挙管理委員会において、提出署名に係る有効無効の確認が行われ、令和 7 年 10 月 7 日に審査結果の証明書が提出されております。本請求に当たり必要となる署名数は、条例第 7 条第 1 項において、選挙人名簿登録者数の 100 分の 1 以上と規定されています。

調査請求があった時点の選挙人名簿登録者数は、98, 565 人であり、その 100 分の 1 の数は 986 人です。

金子昌平議員に対する調査請求についての提出署名の総数は 1, 168 人、そのうち無効署名数は 67 人、有効署名数は 1, 101 人でした。

成松由紀夫議員に対する調査請求についての提出署名の総数は 1, 219 人、そのうち無効署名数は 74 人、有効署名数は 1, 145 人でした。

2 件とも必要な署名数の要件を満たしていることを確認しておりますことをご報告します。

会長 : 2 件の調査請求について形式的な不備はなく、署名数に関しても要件を満たしているということです。このことに関して、委員の皆様から何かござりますでしょうか。
(一同賛同)

会長 : まず審議の進め方についてご説明します。
調査請求は 2 点あります。

金子議員に関する調査請求の趣旨説明、質疑等が終わった後に成松議員に対する調査請求の趣旨説明、質疑等を行い、最後に委員同士の審議を、行う形で進めていきたいと思います。

今後は金子議員の事案を調査請求第1号、成松議員の事案を調査請求第2号と呼ばせていただき、次第に従って審議を行っていきます。

それから、先ほど事務局から当審査会の役割について説明がありました。1点追加で確認しておきます。

当審査会の開催に至る経過の確認という形になります。

まず、八代市政治倫理条例第7条第1項は、議員又は市長等が第3条に規定する政治倫理基準に違反する疑いがあると認められるときはこれを証する書類を有権者の総数の100分の1以上の者の連署をもって、調査を請求することができるとされています。

同じく条例の第7条第3項は、この調査請求が市民からあつたとき、市長は審査会に審査を求めなければならないとされています。今回はこの市長からの審査を求められたことを受けて開催されているという形になっています。

それでは審査を求められた当審査会としては、どういった審査をするのかということについて説明します。

条例第8条には審査会は調査請求の適否、当該事案の早期の審査を行い、審査を求められた日から起算して60日以内に審査結果報告書を市長に提出しなければならないとされています。

ですから当審査会では、条例第3条の政治倫理基準に違反するような出来事があったのかということを審査することになります。

一般に倫理という言葉が使われていて、法律だとか条例だとか、その背景にある、抽象的な規範としての倫理に違反するかどうかというように考えられる可能性もあるかと思いご説明しているのですが、今回はこの政治倫理基準として条例で定められている言葉に違反するような出来事があったかどうか、というところに絞って判断をしていく、審査調査をしていくという形になりますので、その点をご留意いただければと思います。

本日は調査請求をされた方が、本審査会に出席ができないと伺っています。審査会宛に欠席届が提出されていますので、事務局から、それを読み上げていただいてよろしいでしょうか。

事務局 : 欠席届について、原文のまま読み上げます。

日付2025年10月28日。請求者氏名 橋本章寛、(理由)病気療養中(入院中)のため。令和7年10月14日付けで出席依頼のあった令和7年10月30日開催の第1回八代市政治倫理審査会について、上記の理由により欠席します。

なお、本欠席届を審査会で公表されることについて異存ありません。審査会を欠席するに当たり、審査会からの質疑についてはメールにより回答します。回答内容について、審査会において公表されることについて、同意します。

以上です。

会長 : 請求者からの欠席のご連絡を受けて、審査会としては、調査

請求の趣旨については、事務局による読み上げで対応することを、橋本さんの質疑については事前に取りまとめさせていただいたものを、橋本さんの方にお送りしてそれに対する回答をいただいておりますので、それを事務局の方で読み上げていただくという形で対応したいと思います。よろしいでしょうか。

(一同賛同)

会長 : 最初に調査請求第1号の審議を始めます。はじめに事務局から調査請求第1号の読み上げをお願いします。

事務局 : 調査請求第1号の調査請求書を原文のままお読みします。
(調査請求書読み上げ)

会長 : ここで金子議員の方から審査会宛に政治倫理条例調査請求についての意見書が提出されています。事務局から読み上げをお願いします。

事務局 : 実際の意見書について、原文のまま読み上げます。

八代市政治倫理審査会御中 八代市議会議員 金子昌平 令和7年10月23日 政治倫理条例調査請求についての意見書

本件につきましては、議員としての職務とは直接関係のない私的な事案であり、もともと本条例の適用対象には該当しないものと考えております。仮に議員としての立場上、私的な事案が調査の対象となり得るとした場合でも、本件は友人との私的な飲食の場において友人との間で偶発的に発生したものであり、すでに当事者間で円満に解決しております。また、この経過は当時の市長および議長に報告し、報道機関にも説明を行っており、友人からも「プライバシーに関わるのでこれ以上騒がないでほしい」との要望書も当時の議長あてに提出されております。こうした状況を踏まえますと、改めて政治倫理上の調査を行う必要性・合理性はないものと考えております。

さらに、本件の調査請求につきましては、憶測に基づくSNSでの発信を根拠として一部の議員が行った発言を資料として添付するものであり、憶測や政治的な主張に基づく背景をもとにされた、印象操作的かつ濫用的な性格があると考えます。これにより当職の名誉が著しく損なわれており、本条例の趣旨に反するおそれがあると考えます。

ゆえに、本件はそもそも本条例に基づき調査されるべき事案ではないと考えますが、仮に調査を行うのであれば、本件は私的な交友関係の中で生じた事案であり、関係者の名誉やプライバシーに深く関わる要素が多く存在します。先に述べましたとおり、友人自身からも「これ以上騒がないでほしい」との要望がある以上、公開の場での審査は友人にも二次的な風評被害やプライバシー侵害、名誉毀損を生じさせるおそれがあります。

したがって、調査を行う場合には、関係者の人権および名誉を尊重し、非公開の形で慎重に取り扱っていただきますようお願い申し上げます。

会長 : ただいまの意見書において審査会を非公開とする申出があり

ましたので、会議の公開・非公開についてまず審議をしたいと思います。審査会の会議は公開が原則です。ただし、条例第5条第5項の規定により、やむを得ず非公開とするときは、委員定数の3分の2以上の同意を要すると規定されています。

本審査会の委員は7人ですので、5人以上の同意があれば非公開等をすることが可能です。

今申し上げた部分について非公開とすることに同意される委員の方は挙手をお願いします。

(採決)

会長 : 採決の結果、委員定数の3分の2以上の同意は得られませんでしたので、引き続き会議は公開とさせていただきます。

本日は橋本さんが欠席のため、事務局で第1号の調査請求の趣旨を読み上げていただき、あと委員から事前にいただいた質問事項等と、これに対する橋本さんの回答も一緒に読み上げていただくという形で進めたいと思います。事務局お願いします。

事務局 : 調査請求第1号の趣旨説明書を原文のままお読みします。

調査請求の趣旨 令和7年10月23日 調査請求者 橋本章寛 八代市政治倫理審査会様 調査対象者 金子昌平議員

1 請求の趣旨 金子昌平市議会議員（現議長）に係る行為が、八代市政治論理条例第3条第1項第5号に規定する「市民全体の奉仕者としての品位と倫理を損なう行為」および「不正の疑惑を持たれるおそれのある行為」に該当するおそれがあるため、政治倫理審査会において事実関係を調査し、政治論理上の責任の有無を明らかにされたい。

2 請求理由の概要 令和5年8月3日深夜、金子昌平議員は本町一丁目交差点付近の飲食店において、一般市民をビール瓶で殴打し、額部に裂傷を負わせたとの事実がSNS上で広く拡散された。当該行為は警察官の現場確認を受けたものの、傷害事件として立件されず、その後も本人から市民に対する説明は一切行われていない。

さらに、金子議員を擁護する発言として、八代自民党市議団が「被害者が自らビール瓶にぶつかった」などの虚偽と思われる説明を繰り返し、組織的な隠蔽姿勢がうかがえる。

これら一連の行為は、議員としての倫理意識と品位を著しく欠き、市民からの頼を失墜させるものである。市民の代表たる議員として到底看過できない事案であるため、審査会において真相究明と相応の倫理的判断を求めるものである。

3 関係法令 八代市政治倫理条例第3条第1項第5号（市民全体の奉仕者としての人格と倫理を保持し、品位と公平を損なう行為を慎む義務）

4 提出資料 【別紙1】八代市議会令和6年12月定例会議事録第1号（中山諭扶哉、成松由紀夫、橋本貴喜、谷口徹各議員発言部分）

5 備考 本趣旨は、調査請求書（様式第2号）に基づく補

足説明として提出するものであり、請求の目的はあくまで「政治論理上のは正及び説明責任の明確化」にある。

別紙集（金子議員調査請求関係資料）

【別紙1】八代市議会和6年12月定例会議事録第1号抜粋 中山論扶哉・成松由紀夫・橋本貴喜・谷口徹各議員発言要旨

金子昌平市議会議員によるビール瓶殴打事件については、現場に警察官が出動し、被害者が流血し縫合を要する怪我を負ったという重大な事案である。にもかかわらず、本人は説明責任を果たさず、副議長の職に留まっている。事件後も虚偽と思われる説明が自民党市議団内で繰り返され、市民の信頼を著しく損なっている。議員としての倫理・品位の問題を明確にするため、政治倫理審査会での調査が必要である。

【別紙2】報道・SNS等における事件概要（参考）

令和5年8月3日深夜、本町一丁目交差点付近の居酒屋において、金子昌平議員が一般市民をビール瓶で殴打し流血させ、数針縫うほどの怪我を負わせたとの内容がSNS上で広まり、市民から多数の抗議・説明要求の声が上がった。警察官が現場に出動したが、傷害事件として立件されなかったことも含め、市民の間で疑惑と不信が生じている。

【別紙3】政治倫理上の論点整理（補足）

議員による暴行行為が事実であれば、市民の代表としての品位を著しく欠く。

事件に関する説明を行わず沈黙を続けることは、市民への説明責任の放棄である。

虚偽説明や隠蔽を行う党派的行動は、議会全体の信頼を損なう。

審査会において、事実確認と政治倫理上の判断を行う必要がある。

事務局： 続きまして、請求者橋本様からいただきました回答書を、原文のまま読み上げます。

回答書 日付2025年10月29日 回答者 橋本 章寛

問 金子議員の行為が議員活動の外での行為であったとしても、橋本様は一人の八代市民として許しがたいとお考えですか。

（回答）市民を代表する立場にある議員が、一般市民に対して傷害を与えるような行為に及んだことは、いかなる理由があろうとも大変許しがたいものあります。

議員は、市民から負託を受け、市政の信頼を守る責任を負う存在です。その重責を自覚し、公私を問わず常に模範となる行動を求められます。

一般市民に対し不当な行為を行うことは、その信頼を著しく損ね、議会全体の品位をも傷つけるものと言わざるを得ません。

政治倫理審査会におかれましては、この事案を単なる個人間の問題として片づけるのではなく、議員倫理の根幹に関わるものとして、厳正かつ真摯に審査いただきたいと思います。

会長　　： 繰り返しになりますが 1 点だけ確認させてください。

まず調査請求書の違反の根拠及び先ほどの趣旨説明の関係法令というところに記載をされております。八代市政治倫理条例第 3 条の政治倫理基準というものの第 5 号には「職務の遂行に当たり、市民全体の代表者として、品位と公平を損なう一切の行為を慎み、不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと」と定められておりますので、その点が最終的にそれに該当する出来事があるかどうかというところが、今回の我々審査会の方で対応しないといけないというところだけ、今の時点でもう 1 回確認させていただきます。

それでは金子議員の入室をお願いします。

(金子議員、入室)

会長　　： 政治倫理条例第 8 条第 6 項において、審査請求の対象者は調査請求があったときは、審査会において釈明することができると定められています。この規定に基づいて、今日出頭いただき、ご意見を述べていただくという形になります。

金子議員からは本議案に関する資料を提出していただいているので、委員の皆様にはその趣旨を配布させていただいている。審査意見書と併せてご確認いただければと思います。それから金子議員から提出された政治倫理条例の請求についての意見書等の資料については、委員の皆様にとっての論点をわかりやすくするため提出があったものと理解しております。

そのため、金子議員からはこれらの資料は公表・公開は控えて欲しい旨のご意見が示されているとのことなので、その点だけお伝えしておきます。

それでは金子議員、説明をお願いします。

金子議員： 八代市議会議員の金子でございます。

それでは、令和 7 年 9 月 30 日付けで提出されました調査請求に対して、私の立場と意見を申し上げます。まず、調査請求の内容についてであります。調査請求書の違反の欄において、冒頭には現副議長、中段の方には副議長の職を続いているというふうな記載がございますが、その肩書は現状もうすでになくなっています。

次に一般市民をビール瓶で額を殴打し、流血させ数針縫う程の大怪我を負わせたことが SNS により明るみに出たとの記載がございますが、この SNS の情報自体が、根拠のない憶測に基づく政治的な意図をもって拡散されたものであり、事実と全く異なっております。また、警察官に事情聴取されたが、なぜか傷害事件として扱われなかつたとの記載もございますが、これは言うまでもございません。現場における関係者の適切な判断に基づくものでございます。さらに未だに自らの口で説明することもなく、八代市議会議員、市議会副議長の職を続けてい

る、また、八代自民党市議団は物理的におかしな虚偽発言を繰り返しているとの記載もございますが、私は関係者や報道関係、また自民党公式ホームページなどを活用して、当時の状況と事実関係について説明しておりますので、この請求者の記載内容は、現在の事実経過と異なっております。

次に条例違反の根拠についてですが、請求書は八代市政治倫理条例第3条第1項第5号を根拠とされております。しかし、この請求書に記載されている条例の文章は、本条例の条文の一部のみを抜粋し、繋ぎ合わせたものであり、本来の趣旨や目的を省略して記載しております。そのため条例全体の文意を正確に反映したものとはいえず、適用概念や趣旨を正しくとらえていない内容となっております。正確には本条例の目的は、第1条において議員がその地位又は影響力を不正に行使し、自己若しくは第三者の利益を図ることのないよう、必要な措置を定めることと明確に規定されております。

また、第3条第1項第5号は第1条の目的を遵守するため、職務の遂行に当たり、品位と公平を損なう行為を慎むことを定めた規定であります。つまり、本条例の趣旨は議員がその地位や職務上の影響力を不正に用いて利益を図ることのないような行為を防止するためのものでございます。そもそも本件は友人との私的な一部の場で、同席者との間で偶発的に生じたものであり、議員としての職務遂行や地位の行使とは全く関係がございません。

また、友人に怪我が生じたことは事実でございますが、故意に暴力を振るったわけでもなく、私自身が救急車を別の友人に要請し、関係者に対しても説明を行っております。警察署に出向くことも、関係者からの連絡もなく、刑事事件化もされておりません。その証拠として提出している合意書にある通り、友人とは当初から円満に解決しております。加えて、この過程については、当時の市長、議長への報告や報道機関への説明を行っております。さらに友人自身からもプライバシーに関わるので、これ以上を取り上げて欲しくないというふうな要望が議長宛にも提出されております。

したがって、この事案を持ち出し、政治倫理条例第3条第1項第5号の違反とみなすことは、条例の趣旨に照らしても適切ではないと考えております。

次に違反を証する資料についてであります。本条例に基づく調査は公正で開かれた市政を維持するためのものであり、これを求めるための調査請求の根拠は感情的政治的なものではなく、客観的かつ適正な資料に基づく必要がございます。しかしながら、本調査請求の証拠は憶測に基づくSNSでの発信を根拠として、私に対して議員辞職勧告が提出された際に、一部の議員が発言した内容であり、いずれも憶測や主観に基づいたもので、客観的な証拠資料とはいえません。

さらに、このような議員の発言は、地方自治法第132条が定める議会の会議においては、議員は無礼の言葉を使用し、または他人の私生活にわたる言論をしてはならないという規定に抵触するものであり、本来であれば、この発言自体が懲罰の対象となる行為であることや、違法性を帯びることでもござります。従ってそのような発言を根拠とする調査請求は、適切な違反を証する資料に基づくものとはいえません。

次に、本条例の第7条第4項は、市民は個人の利益又は特定の政治的な目的のために、不正に請求権を行使してはならないと定め、濫用的な調査請求の防止を図っております。しかし、本調査請求は市議会議員選挙の時期に合わせて署名活動が行われていることや、請求者の代表者名が選挙の前後で一度変更になっていること、ここのお二方がお知り合いであれば構いませんが、全く知らない方、例えば議員が誘導していたとかっていう場合は、政治的目的のために不正に請求した可能性があると思思いますので、本調査請求が同条項に反するものでないかについても、慎重に調査をしていただきますよう、よろしくお願ひします。

最後にこれまで申し上げました通り、本件は議員としての職務や公的な権限の行使とは一切関係のない、あくまで私的な場面で生じた偶発的な出来事であり、すでに当事者間で誠実に解決し、関係機関への報告説明を終えております。また選挙を通じて市民の皆様から再び信任を受けていることから、すでに法的、社会的、政治的にも解決済みの事案であり、改めて政治倫理上の調査を行う必要性や合理性はないものと考えております。あわせて本件調査請求には憶測や政治的意図に基づく部分が含まれており、私の名誉を損なう恐れがあることを大変遺憾に思っております。つきましては条例の目的及び趣旨に照らし、公正かつ冷静な判断を賜りますようよろしくお願ひ申し上げまして、私からの意見陳述とさせていただきます。

会長 : ただいまの金子議員のご説明に対して、ご質問等はございませんか。

委員 : 友人たちとお酒を飲まれていて、その中のお1人の男性に怪我をさせることになるわけですが、金子議員が自ら何らかの行為がなければ、怪我をするまでの事故には至らなかつたのではないかと思います。

そこで、意見書の中に偶発的なものであったということが書いてありました。その偶発的とはどのような状況であったのかということを、もう少し詳しくお聞かせいただきたいと思います。

金子議員 : 友人と共に意気投合という中で、また私がお酌をするために持っていたビール瓶と相手の動作が噛み合わなかつたといいますか、不一致といいますか、少し酔っぱらい過ぎたというところが事実なんですけども。その動作の不一致によって、額にビ

ール瓶が当たったということでございます。そこは事実でございますけれども、Y o u T u b e だとか議員さんだとか、巷で流行っているような噂がありますけど、ビール瓶を逆手に持つて当てて流血だとか、そういういたイメージのものとは全く違います。

委員 : その場に友人たちと、ということは他にもいらっしゃったということだと思いますが、その方々は、止めに入られるようなことっていうのはなかったのでしょうか。

金子議員 : もう偶発的な、止めに入ることもなく、気づいたら怪我をしていたという状況です。その状況が誰もわからないと言いますか。

委員 : この政治倫理審査会は司法的な判断ではありません。つまり、有罪か無罪か、あるいは事実があったのか、なかったのかを審査する場ではないというふうに私の委員としての立場では考えるわけです。現場に駆けつけた警察官は、事件性がないというふうに判断されたと思います。それについて、この審査会で真相の究明をするっていうことは非常に困難なことじゃないかなと思うわけです。最終的には紛争の場合は司法の場で判断せざるを得ないというふうに思います。私たちは現場にいません。ところが現場におられた第三者の人の証言であっても、これがいわゆる自由心証主義という裁判官が有罪か無罪かっていう判断した結果が裁判の結果になるわけです。ということは、証拠裁判主義というのは、本当の真実を探し出すのではなく、出てきた証拠あるいは資料に基づいて合理的な判断をするのが、我々の課せられた役割じゃないかと思います。

そうした場合に、現場にいない私たち委員が事実を確認するということは、非常にこれは困難。そしたら、証拠も先ほどありません、S N S で載せられたのは風評じゃないかと。載せた人の客観的な証拠もありません。そういう中で私たちは政治倫理審査会で審査という、真実を解明するっていうのは困難だというふうに私は学んできたわけです。

そうすると、いわゆる司法的判断に私たちは立ち入らないわけですから、この政治倫理審査会で判断するときに、1つのベースになるのが裁判員裁判制度じゃないかと理解するわけです。

ということは、法律の刑期判断の経験、訴訟の経験、あるいは、これまでいろんなことを法律的な分野から学ばれた人たちの、裁判の真相の解明と違って、一般市民が自分の生活のこれまでのキャリアを背景にして、判断するというのが裁判員裁判制度だと、それに準じたような判断を私たち政治倫理審査会の委員はせざるを得ない。

先ほど申しましたように、目の前にある客観的証拠があればそれは非常に有力です。ところが客観的証拠というのはほとんどない。そして、現場に駆けつけた警察官も事件性がなしというふうに判断をせざるを得なかつたと。そういう状況で、委員

として判断するときは、法律的なそういった裁判のところに出かけた経験のない人間が、自分が市民として判断するときに非常に公平、いわゆる客観的に納得いくような判断をせざるを得ないと。そういう立場で、今金子議員に質問しているところをよく趣旨を理解していただきたいと思います。

そして他の委員さん、あるいは手元にある資料を元にして、一般市民として、判断せざるを得ないと私は思いますので、その点をご了解していただきたいと思います。

会長 : 他にご質問ございますか。

会長 : 大丈夫ですか。ではこれで質疑を終了したいと思います。

金子議員、ありがとうございました。ご退室ください。

(金子議員退室)

会長 : それでは次の調査請求第2号の審議の方に移らせていただきます。事務局で調査請求第2号の審査請求の趣旨、委員から事前にいただいた質問事項とそれに対する請求者からの回答の読み上げをお願いします。

事務局 : 調査請求書を原文のまま読み上げます。

(調査請求書 読み上げ)

事務局 : 続きまして、調査請求の趣旨について、原文のまま読み上げます。

調査請求の趣旨 令和7年10月23日 調査請求者 橋本章寛 八代市政治倫理審査会様 調査対象者 成松由紀夫議員

1 請求の趣旨 成松由紀夫八代市議会議員の行為が、八代市政治論理条例第3条第1項第3号、同第4号及び第5号に該当するおそれがあるため、政治論理審査会において事実関係を調査し、政治論理上の責任の有無を明らかにされたい。

2 請求理由の概要 成松由紀夫議員は、約20年間にわたり、市内中学校運動部の活動費名目で、市役所庁舎内において職員を通じた物品販売を組織的に行わせていたことが明らかになっている。物品販売は、部長級職員から各課長に販売を依頼し、課内で回覧・集金を行い、集金された金銭が部長経由で市長公室長に取りまとめられ、最終的に成松議員に渡ったとされるものである。この過程で、職員からは「断れば成松議員から何をされるかわからない」などの圧力的言動に対する恐怖の声が相次いでいる。

さらに、令和6年12月定例会最終日において、橋本幸一議員から、成松議員が主導する庁舎内での物品販売・カンパ活動は令和6年度に年1回実施され、総件数474件のうち、庁舎内での販売が227件であったことが事実であると議場で明言された。この発言により、物品販売の実態が単なる個人的支援の範囲を超えて、市役所内部に広く浸透していたことが裏付けられている。

当該行為は、市議会議員の地位を利用し、市職員の地位を脅かす不当な行為であり、市民全体の奉仕者としての品位と倫理

を著しく損なうものである。

また、令和7年3月定例会においては、同議員の行為を政治論理条例違反とする「議員辞職勧告決議案」が提出され、賛成多数で可決されたにもかかわらず、成松議員は「任意で販売をお願いした」と弁明し、辞職を拒否している。

さらに、令和7年3月18日の記者会見（週間政治レポート報道）では、収支や帳簿、住宅ローン証明書等の存在を主張したが、関係者限定での閉鎖的会見であり、疑惑払拭には至っていない。本件は、長年にわたる組織的な不当行為であり、審査会における詳細な調査・資料確認（通帳、帳簿、住宅ローン証明書等）が求められる。

なお、成松由紀夫議員が関与したとされる物品販売による収益金について、実際に当該中学校の部活動会計に入金された事実があるか否かを、八代市教委員会及び各該当中学校に対して確認されたい。

本件の本質は「善意の支援活動」か「職務権限を背景とした強要的行為」かにあり、資金流れの有無を明確にすることが政治倫理上の判断の前提となる。

3 関係法令等 八代市政治倫理条例第3条第1項第3号（職務の公正な執行を妨げるおそれのある行為をしないこと）、同第4号（その地位を利用して市の職員等に不当な影響を及ぼす行為をしないこと）、同第5号（市民全体の奉仕者としての人格と倫理を保持し、品位と公平を損なう行為を慎むこと）

4 提出資料 【別紙1】八代市議会令和7年3月定例会議事録（3月10日・第5号）中 中山諭扶哉議員発言部分、

【別紙2】八代市議会令和7年3月定例会議事録（3月19日・第6号）中 谷口徹議員発言部分、【別紙3】週間政治レポート（令和7年3月29日発行）記事、【別紙4】八代市議会和6年12月定例会最終日 橋本幸一議員発言要旨

5 備考 本趣旨は、調査請求者（株式第2号）に基づく補足説明として提出するものであり、請求の目的は「政治倫理上の是正及び説明責任の明確化」にある。

別紙集（成松議員 調査請求関係資料）

【別紙1】八代市議会令和7年3月定例会議事録（3月10日・第5号）抜粋

中山諭扶哉議員発言要旨 成松由紀夫議員による長年の物品販売活動は、市職員を対象とした不当な行為であり、八代市政治倫理条例第3条に明確に違反する疑いがある。職員が断りきれない構造を利用した強制的な金銭授受であり、「任意の購入」という説明では到底納得できない。審査会において実態解説と説明責任を求める。

【別紙2】八代市議会令和7年3月定例会議事録（3月19日・第6号）抜粋 谷口徹議員 発言要旨

成松議員が関与したとされる物品販売は、市役所庁舎内で長

年にわたり継続しており、職員間に萎縮効果を与えていた。八代市議会は市民の信頼を取り戻すため、政治倫理審査会において真相の徹底調査を行うべきである。

【別紙3】週間政治レポート（令和7年3月29日発行）記事抜粋

成松由紀夫議員は3月18日に記者会見を開き、「収支や帳簿は保護者から提出を受けている」「住宅ローン証明書も団信加入も確認できる」などと説明した。しかし、会見は関係者のみに限定され、収支資料や通帳の提示はなく、疑惑の払拭には至らなかった。

【別紙4】八代市議会令和6年12月定例会最終日 橋本幸一議員 発言要旨

成松由紀夫議員が主導する庁舎内での物品販売・カンパ活動は、令和6年度に年1回実施され、総件数474件のうち庁舎内での販売が227件にのぼることが事実である。市議会として、この実態を看過すべきでなく、政治倫理審査会での検証が必要である。

事務局：回答書について原文のまま読み上げます。

回答書 日付2025年10月29日 回答者 橋本 章寛

問 成松議員に渡ったとされる金額は数千万に上るという表現がありますが、何によって把握されましたか。

（回答）一般質問において、橋本幸一議員より、成松議員が約20年にわたり庁舎内において物品販売やカンパ活動を主導してきたとの指摘がありました。

また、同議員発言の中で、令和6年度には年1回の実施で総件数474件、そのうち庁舎内での販売が227件に上るとの具体的な数値が議場内で示されています。

これらの数値は、議会における公式発言として確認されたものであり、審査会としても一定の事実関係を示すものと受け止めざるを得ません。

これらの活動実績を基礎に試算すると、1件あたり数千円規模の取扱があった場合、単年度で数十～百数十万円、20年の継続では総額数千万円に達する可能性があると推測されます。

本推計は、議場で示された件数および活動の継続年数に基づく合理的な算定であり、憶測によるものではありません。

しかしながら、これほどの金額規模が推測されるにもかかわらず、議会や関係部局が収支報告書や金銭の流れを一切確認していないことは、極めて重大な問題です。

政治倫理審査会としては、単に発言内容の真偽を論じるにとどまらず、こうした活動に対する検証・裏付けの欠如そのものが、議員倫理および議会の自浄機能に関わる深刻な課題であることを強く指摘いたします。

問 市役所内で20年近く行われてきた物品販売についてお尋ねします。多くの職員から悲痛な証言が出され続けていると

表現されていますが、職員の数、その証言の内容を示すものは橋本様の手元にお持ちですか？また、その職員の具体的な氏名はご存知ですか？

（回答） 庁舎内で長年にわたり行われてきた物品販売やカンパ活動については、複数の職員から「断りづらかった」「毎年のように続いて負担に感じていた」「議員が関与しているため声を上げにくかった」といった声が寄せられていたと聞いております。

これらの声は、個別の通報というよりも、職場内で広く共有されていた空気や実態を反映したものであり、決して一部の誤解や憶測によるものではありません。

具体的な職員の氏名や証言の詳細については、個人情報保護および通報者保護の観点から、ここで開示することは控えさせていただきます。

しかしながら、問題の本質は、庁舎という公的空間で議員主導の販売活動が長期間にわたり行われ、その結果として職員が心理的圧力を感じる状況が常態化していたことにあります。

このような構造的問題こそ、政治倫理審査会が率先して調査・検証すべき事案であり、単なる個人間の感情問題や慣例の範疇として済ませるべきではありません。

市民としては、こうした実態を明らかにし、再発防止策を講じることが、市政および議会への信頼回復につながると考えております。

会長 : それでは先ほどの1号事案と同様、問題となります政治倫理基準、政治倫理条例第3条の該当箇所を確認したいと思います。調査請求書及び調査請求の趣旨に記載されているものになります。

政治倫理条例第3条第3号、その地位及び肩書を利用し、又はその地位に伴う影響力の行使によって金品その他いかなる財産上の利益を求める、又は授受しないこと。同じく第4号、職員の公正な人事を確保するため、その採用について推薦、紹介等、有利な取り計らいをしないこと。第5号、職務の遂行に当たり、市民全体の代表者として品位と公平を損なうような一切の行為を慎み、不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。以上になります。

それでは成松議員の入室をお願いいたします。

（成松議員入室）

会長 : 先ほどの1号事案と同様政治倫理条例第8条第6項に基づく釈明という位置付けでのご意見をいただくという形になります。意見の提出にあたっては、委員の皆様にとって審査の論点をわかりやすくするために、成松議員から意見陳述書を提出いただいていますので、併せてご確認ください。

会長 : それではご説明お願いします。

成松議員 : 八代市議会の成松由紀夫でございます。冒頭にあたりまして違反を証する資料に対する意見と、地方自治法第132条につ

いて意見を申し上げます。

政治倫理に関する調査は公正で開かれた市政を維持するものであり、請求の根拠は感情的、政治的なものではなく、客観的証拠に基づく必要がございます。しかしながら本件請求は橋本章寛氏作成の2025年9月30日付けの八代市議会議長宛の調査請求書に基づくところですが、同調査請求書のうち、私成松由紀夫における違反の内容を、明らかにSNS上の投稿及び一部議員の不当発言の内容を根拠としており、いずれも私の名誉毀損行為及び侮辱罪で犯罪行為であり、すべて客観的証拠に基づくものではございません。これら的一部については、当方代理人弁護士から告訴手続中であります。そのために慎重に取り扱って欲しかったものであります。事前の問い合わせもなく、即審査会案件にされたことは、誠に遺憾であります。このような不確かな情報を根拠にした調査請求は、政治的主張を目的としたものであり、条例の趣旨に沿うものとはいえません。

そして、同条例第7条第4項では、市民は個人の利益又は特定の政治的目的のために、不正に請求権を行使してはならないと定められており、本件請求が本条項に抵触すると私は考えます。

さらにこれらの議会発言の一部には、地方自治法第132条が禁じる他人の私生活にわたる言論に該当するものが含まれており、議会倫理上の適切性にも疑義が生じます。

地方自治法第132条、普通地方公共団体の議会の会議又は委員会において、議員は無礼な言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならないとあり、そのような中、私に対する見覚えのない作り上げられた疑惑をもとに、誹謗中傷や名誉を毀損する動画が作成され、インターネットを悪用し、一方的に配信をされました。これをもとに一緒に行動されている一部の議員が議会において一般質問を行ったり、議員辞職勧告決議を乱発、提示したりするなど、議会本来の役割を考えもせず、先日の選挙に選んだ自分たちの政治的パフォーマンスが繰り返され、これらの方々は何一つ確固たる証拠も示さず、私は関係者に事実確認もせず、公の議会という場において、一方的に決めつけ、犯罪者のごとく一方的に無責任な発言を繰り返されたところでございます。議員団の疑惑や噂話を鵜呑みにするのではなく、その情報の正確性や妥当性を検証し、本人や関係者に事実確認を行い、責任を持って発言をしなければなりません。そうでなければ、強い誤解が蔓延し、市民の皆様はますます混乱されてしまします。市民に対し正確な情報を届けることは議員の職責でもございます。

そのような中、私をご支援いただいている方や後援会の皆様も同様に、またそのご家族に対し、嫌がらせや脅迫紛いのお電話等の行為が繰り返し発生しております。このような卑劣極まりない行為は人として許される行為ではなく、私としても大変

心を痛めています。市民の皆様にご心配をおかけしたことを、また職員の皆様が、本来の職務を遂行することができず、また同僚議員の皆様、さらにはそのご家族の皆様にまでご心労やご迷惑をおかけしたことを心よりお詫びを申し上げますとともに、誠に遺憾ですが、しかし、ここに至っては、議会閉会中の時間がない中ではございますが、しっかり説明ができる1つの場として捉え、この機会に誠意をもってできる限り答えるものでございます。

これまで4回にわたる記者会見と重複することがございますが、一貫性を持って、誠意を持って答えるものです。これは子供たちの何かの行為に似ていると思うのは私だけでしょうか。早期発見、未然防止と言いながら、外部の大人が、しかも議員までが先導し、まさに人権問題であり、そもそも本件調査請求は、憶測や政治的恣意を背景としたものであります。八代市政治倫理条例の目的及び趣旨に照らしても、調査の対象とすべき事案ではなく、却下すべきであるような事案であり、現在刑事民事とともに係争中の案件であるということを強くご認識をいただきて臨んでいきたい、いただきたいと考えております。

それでは、意見の要旨、大項目1、調査請求書に記載された条例第3条第1項第3号に係る内容に対する意見でございます。これは議会本会議での執行部宮川公室長の答弁通りであります。あくまで任意であるということがこちらの資料についておりますが、当時の答弁を引用しますと、事実確認に関する見解。物品などの販売やカンパ活動については、子供たちの部活動等の保護者会や後援会等において行われ、職員が個人として任意で協力しているものであり、市として事実確認する必要はないというような答弁がございますが、あくまで任意ということで強制力は働いておりませんので、ご理解をいただきたいと思います。

また物品販売におきまして、何らかの被害相談等が人事課に寄せられていて、物品を断れば、やはり成松由紀夫市議会議員から何をされるかわからない。人事権を逆手にとられたと思うと断れなかつたというような内容まで作られた書面が出回っておりますけれども、人事課にそういう相談があれば、そういう誤解を、イメージを抱かせたような言動があったとするならば、しっかりと謝罪して、そういう気持ちは誠実に持っておりますが、ただいまのところ相談件数もゼロということでございますので、ご理解をお願いします。それとそもそも物品販売はあくまでB部の保護者からなる後援会が主体であります。私は競技団体の会長をしておりまますし、長年、もう28年B部の小学生、中学生に指導していた関係上、現場の指導者、保護者のご苦労に対しまして、任意でご協力したというところであります。

それとあとは、それで家を建てたとか、ありましたけれども、

警察関係等々には提出しておりますがマイホームローン証明書、団信の証明書もございます。

それと物品販売に関する収支報告書は後援会から一旦集まったものを警察、そして弁護士にも提出しているところでありますので、そちらの方もございます。

そのものについて要求がございます場合には、代理人と相談後、警察関係者も含めて対応したいと思います。

あと、この請求書の中に、通帳を出せというようなくだりがあつたかと思いますが、通帳や帳簿、住宅ローンの証明書の確認も必要とこの審査会で判断していただいて、要求があれば代理人と、しっかりと精査していきたいと考えております。

次に、その1点は後程でいいんですが、そういう要求がありますものの、こちらの政倫審は法的拘束力がないと理解しておりますので、そういったところも含めて、弁護人、警察関係者と相談したいと思います。

そして大項目の2点目、調査請求書に記載された条例第3条第1項第4号に係る内容に対する意見につきましては、第3条第4号、職員の公正な人事を確保するために採用について、推薦、紹介等有利な取り計らいをしないとあります。これは職員の採用と示しておりますので、そもそも物品販売は現職員さん方に回覧されているものでありますと、採用前の、これから職員になろうとされている方々にお願いしたものではございませんので、これは全く当たらないと考えているところでございます。

そして大項目の3、調査請求書に記載された第3条第1項第5号に係る内容に対する意見、職務の遂行に当たる市民全体の代表者として品位と公平を損なうような一切の行為を慎み、不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと、ということでありますと、私もそれなりに誠実に努めているところではありますが、市民全体の内容としましては長年スポーツ振興、特にやはり、バドミントン及び市バドミントンの誘致から、そして、アジアカップ等も含め、一連のバドミントン関係対応に期してきました。そしてシニアソフトボール、男子インターラッジの大会誘致、大相撲八代の巡業を2回誘致てきて、それなりに本市活性化、経済波及効果を生み出すということに寄与してきたつもりでありますし、長年、青少年健全育成に努めたところであります。ここでの疑惑というのは、まさにY o u T u b e を基にした虚偽の風説の流布であるというふうに考えております。

最後に第4項その他でありますが、こちらに提出している案件の中で、そもそも第7条第4項というところもありますが、政治的目的を持ってというところに私は違和感を覚えております。

これに該当するということで、棄却をするべき案件で、その

政治的背景、人権、この資料の中にも政治力をというふうに私の最初の記者会見のくだりは提出、添付されているかと思います。そして差出人の差し替え、これはこの政倫審の開催請求が、選挙の前の段階で動きがついておりました。一部議員が動いていたのも把握しているところであります。その差出人が変わつて橋本さんという方から提出されました。そのようなところも非常に不審に思うところであります。

最後に現状と選挙結果ということであって、ここは私の気持ちと経過を報告させていただきますが、これまでの虚偽の風説の流布及び拡散行為により、私は長年の地域社会及び議会の信用を著しく失い、精神的苦痛も甚大であります。長年にわたり地域に貢献する、人に奉仕する、すべてが未来ある子供たちのためを信条とし、指導するB部の子供たちにも体現をして参りました。

しかし、事実に基づかない異様なY o u T u b e動画、面白おかしく人をばかにした侮辱発言、それに連動する議員の皆さんとの本会議場での虚偽発言に、初めはさほど気にはならなかつたものの、その後の市民の反応にだんだん失望し、夜も眠れない日々もありました。議員辞職も含め、日々自問自答しながら失意のどん底に陥り、病院にも通院しました。診断書も出されており、睡眠剤も処方され、薬を飲みながら入院を勧められたものの、入院はせず、負けてはいけないと、子供たち、教え子、そして支えていただく後援会、支持者の皆さん、当時の市長、執行部、周りに心配をかけられないと自分自身を鼓舞して議会に通い続けました。その後、そして今もなお、私への心無い電話や非通知電話、心配の声も多く届き、説明に追われる日々が続いております。まともな通常の議員としての仕事が妨害されておりますが、私の後援会の叱咤激励で何とか支えられておるところであります。これは正常な議会でしょうか。我々自民党市議団は先ほどから八代自民党、八代自民党と繰り返しネガティブキャンペーンを訴えられる方がおられます。我々市議団は政策論争はいくらでもありますが、根拠のない人の悪口を言って回り、署名活動等は一切やりません。場外乱闘が多く市民には全く関係のない案件には関わることもございません。そして、現在の担当課、執行部ですが、文書統計課の皆さん方、そして議会事務局の職員等も開示請求の乱発やイレギュラーな問い合わせ、仕事が増え、彼らの表情を見ておりますと、大変憔悴し、疲弊している。彼らもまた被害者であると私は考えております。

またこれは命の関わる問題となっておりまして、兵庫県の県議が自殺されるなど、インターネットやS N Sを活用した攻撃的発信による政治的影響は、現在も八代市に限らず全国各地でトレンド、流行となっており、本年2月19日の読売新聞の、政治的動画は金になるという報道もございましたけれども、不

正カンパといって、おもしろおかしく人を罵っておった人間が、八代でカンパを募って幾らもらった、幾ら貯まったなど、八代でもおかしなことが起きております。意図的に虚偽や誤解を招く情報を拡散し、選挙戦や議会運営に影響を与える事例は、今後ますます増加することが懸念されます。まさに八代の今回の選挙結果等も含めた事例が先駆けとなった先例として扱われております。今回の八代の選挙はまさに、対案を示すことない誹謗中傷選挙だったと私は考えております。そして選挙結果についてでありますと、このような中、選挙戦前に我が後援会が一堂に顔をそろえた中で、1通の怪文書が届き、後援会の皆様が激怒して、お前は絶対に落とさないと命がけで選挙をしていただきました。今回の選挙戦はそういう中で、1853票、選挙戦を通じて市民の皆様から改めて信任をいただき、政治倫理上の観点から改めて調査を行う必要性や合理性はないと考えますが、私も今日は様々なことを乗り越えて、心ある皆様のおかげで、本日は参った次第でございます。どうぞそのようなことも踏まえ、本日はよろしくお願ひいたします。

会長 : ただいまの議員のご意見に対して、ご質問等はございませんか。

委員 : 部活の資金集めというのは大変苦労するものです。遠征費、それから合宿費用、相当お金がかかるることは十分理解をしております。成松議員が長年子供たちのためにB部の伝統を絶やさないようにご尽力されていることは十分承知しております。シンプルな質問なんですが、成松議員が、物品販売やカンパを役所等に依頼されるときの流れについてお尋ねいたします。まず議員が各部長さん宛に依頼をして、それが各課の職員に注文書が回るというところでよろしいでしょうか。

成松議員 : 私がB部を復活させて20数年来、当時はスポーツ振興課、関係する教育委員会、そういうところに、課長なり皆さんに声をかけております。そういうことが、他の部活動も吹奏楽、バドミントン、野球であろうがサッカーであろうがあるときは、庁舎内を回覧して回すんですよというアドバイスを職員さんの方からいただきまして、各部長さん方に、任意でできるだけ結構ですのでということをお願いしましたところ、市長公室制度ができまして、「議員さん。部長たちにも回らなくても、これはもう役所の中をまわして、する人はするし、しない人はしないというだけの話だからですね、こっちで下に回覧して、できた分です。」ということの流れで今のそういう仕組みになっていたというのが事実でございます。

委員 : その後のお金の流れについてなんですが、実際物品の集金、物販の集金、それからカンパというのは、各課で取りまとめられているのか、またそのお金とそれからその注文書の名簿については成松議員が直接その課に取りに行かれるのか、それともまた後援会がそこに出向かれるのか、というところはどうだつ

たのでしょうか。

成松議員： 一旦私が注文書なるものをお渡しします。そして回覧される中で、執行部の方で、一括で取りまとまって私どもに上がってまいります。ですので現場の職員さん方に接触する機会はございません。上がってきたものをそのまま保護者会に渡します。そうしますと保護者会が市役所の方に、保護者とB部の生徒も一緒に行って、お届けして、ありがとうございましたとお礼を言って引き上げていくというようなやり方でありますので、私どもが物のやり取りを直接やるというようなところではございません。

委員： その中で、誰かがそこの集金をまとめたり、お返しされたりというような作業というのはあり得ると思いますが、その職員に通常の業務以外に負担をかけてしまっているという思いは、成松議員の中にありませんでしたか。

成松議員： 他の部活動のカンパと同じような内容という趣旨でむしろ執行部からのアドバイスでございましたので、どうもありがとうございます、ということで、まさかこういう騒ぎになるというのはありませんで、上がってきたものをそのまま後援会に渡していました。むしろ今、年々B部の生徒が減っておりまして、現在はゼロになってしまったところでございますが、保護者の人数も減っておりますので、お母さん方が2名で全ての物品を仕分けして、そのお金の出納をされていたので保護者の気づかいの方に、どちらかというと、正直申しますと、大丈夫か、何か手伝わなくてよいか、というようなフォローをしていたようなところであります。これが問題化するまでは、積極的にといいますか、取り扱う金額も他の競技と比べて、例えばバドミントンとか吹奏楽とか、いろんな費用のかけ方も違いますし、うちには人数が少ないので、金額的にもそういう執行部にかなり取りまとめは大変かとは思うものの、その取りまとめ作業の方がかなり大丈夫かなと。保護者2人とか3人の時もありましたし、3人で一生懸命されている方に気がいっていたっていうのも正直なところでございます。

会長： 他にはございませんか。

成松議員： よろしいですか。先ほど収支報告書の金額のコピーを持ってきていますが、昨年の部分で、これ議会の橋本議員もお話しされたのですが、収入が122万円に対して支出が95万、そして繰越しが27万出るというような、大体こういったことが毎年推移していく感じでありますので、簡単に言いますと例えば、1000円の素麺を2000円で売って、その1000円が活動費になるというような仕組みでございます。

委員： 非常に熱心な方は個人でされて、ここは府内の組織があるんですけども、最終的に私たち市民としてはこのお金がどういう形で使われたかと、その決算報告というのはどういう場でこれまでなされてきましたか。

成松議員： 収支決算報告はB部の保護者会の毎年の歓送迎会が、卒業、進学する生徒と小学校から上がってくる生徒との小中学校合同の歓送迎会の前に保護者会が集まりまして、そして学校の顧問の先生、校長先生も入られた中で、去年の物品販売は入りと出がこれぐらいで、何に使いました、試合、遠征、出稽古、交通費、掃除道具、そして高校、大学、各界でも頑張っておりますが、そういった何か結果を出したときの看板設置、横断幕デザイン、取り付け代、そういった報告がされて、今年は少し残ってない。これはちょっとマイナスの数字もありました。正直申しまして、強い代のときは、全国大会の回数が多くなりますと、非常に火の車のような状態が現状でございます。

委員： なぜ今決算という質問をさせていただいたかというと、ご存知のように、単に地方の政治だけじゃなくて、国政においてもお金の問題が大きく取り上げられていたものですから、今回のこの政治倫理審査会で取り上げられたこの問題も、どういう形でなされたかということをあえて聞かせていただいたところで

それと、これは私たちが先ほど事務局の方から説明がありました政治倫理審査会の役割という点について、こんな政治倫理審査会を開く必要はないんじゃないかと主張されるのは、なんら不当なことじゃないと思います。ただし、私たち政治倫理審査会の委員としては、これは市長のところで決裁が申請されて、そして決裁がおりて政治倫理審査会を開きますと、そして委員を選びます。それは政治倫理審査会の規定に基づいて、これは手続保障なんですが、憲法31条にあります。先ほど地方自治法と言われたけども、憲法1条は、適正手続の保障です。それだけ手続を踏まえるということが大事であって、その手続に従って、私も委員という立場でできるだけ直接成松議員さんからいろんな説明を受けるということは、自分の判断をするにおいて非常に誤った判断をしてはいけないという趣旨で質問させていただいているので、その点はよろしくご理解いただきたいと思います。

今申していますのが条例の第8条に書いてあります。いわゆる手続がきちんと行われて、申請書が出てきて、これは手続上不備だというような判断がなされたら、この政治倫理審査会は開かれなかつたと思います。

だからこの審査会の6名の中で、この申請書の内容をできるだけ多く、事務局から集めていただいて、それをもとにして私たちは判断せざるを得ないと思います。手続上説明があった内容あるいは資料に基づいて適否の判断をせざるを得ない。

もちろん私たちも、市民としての感覚で疑わしきは罰せすという大原則は十分踏まえて、一応質問させていただいてるので、この説明を受けたこと、それと提出された資料、それを先ほど成松議員も言われたように、一党一派に偏しなくて、客観的な

立場で公平に判断するように心がけていきたいと思います。

成松議員： 今の委員にご説明いただきまして、私が冒頭にこの政治倫理審査会に対する気持ちに対するお話をご理解賜りたいということだろうと思いますが、私も大変手続上の要件がそろえば、受けざるを得ないといったところは理解しているところでございます。

ただ、やはりですね、うちの代理人から言われているのが、私の部分については、刑事そして民事で警察案件にもなっている案件でございますので、係争案件になっていることを、これをしっかりととした手順を踏まえてはいても、法的に考えればいかがなものかということは一言発言をしてくださいというアドバイスがあったことはご理解いただきたいということがございます。けれども記者会見も4回行いました。だから、人前で説明はできないとか、議会自体で、議会は一個人の答弁、弁明をする場合はございません。これは市民に対する政策を論議する場で、今かなり八代市議会は正常な状況に戻さなければならぬというのが、私の本意でありまして、今、場外乱闘といいますか、個人攻撃、個人の文句をやりとりするような、これはいけない。やはりそういったことを正常化に戻していくためのこの状況をやはり変えていかなければならないところも、政倫審にしっかりと記者会見と同様、一貫性を持ってしっかりと、むしろこの機会を良い機会をとらえて、現状についてはお話できることは、私も良い機会ではなかったかなと思っております。

会長： では2点ほど私の方から、よろしいでしょうか。

とても細かいところになりますけれども、1点目はその寄附のときに、物販の時に申込書のようなものを配って、そこにお名前を記載していただく流れということでよろしいですか。

成松議員： はい。

会長： 庁舎内で回覧する文書と、庁舎外でご父兄の方が直接自分の知り合い等に回される文書は基本的には同じものですか。

成松議員： 今の注文書について、庁内用とか庁外用はございません。全部一貫して子供たちの写真が入って、商品名があって、それについて今年は何々大会に出場します、何々ございまして、どうぞよろしくお願ひしますということで注文書とあわせて、寄附の依頼も書いてある、その2枚ものの文書が各課にまわったというところでございます。

会長： そうすると物販以外で独自に寄附される方もいらっしゃいますか。

成松議員： はい。独自に寄附する方もいらっしゃいます、そこは注文書の下のところに寄附何口という欄に、例えば5口で1万円で、品物はいらないと言われるような方もいらっしゃいました。そういうやりとりで、2枚ものが一般企業であろうがその父兄だろうが、同じ資料でございます。

会長： その申込書への記入と、お金の受領というのは同時に行った

のですか。それともその物販であれば物と引き換えにお金を集めのか、それとも先にお金を集めて、その物販の申込みがあった部分について、その商品を、皆さんに配られる。お金の授受のタイミングはどちらですか。

成松議員： それはまちまちであります、品物と引き換えでという方もいらっしゃれば、もう先にお代いただく場合もあります。それとお盆前にお中元に使いたいので、のしをつけて欲しいとか、色々な注文もありましたので、そこは保護者の方で対応していましたというところで、臨機応変にやっていたところでございます。

会長： そうすると物販になった場合は、商品と寄附を含んだ対価っていうのは一対一の関係になるということですね。例えば物品が10個売れれば、それに相当する寄附的なものというか、いまだくお金もそれに伴って決まってくる。

成松議員： まちまちです。

会長： 一応、物品の数が10個出たら、逆に言うと寄附はあるんですか。物販で発生するその寄附的なものは幾らになるというのは決まっているんですよね。対応してることでいいですか。例えば物品が1個売れれば、例えば1000円だとすれば物品1個のときは1000円保護者会に入る、2個売れれば2000円になるという、要するに物品が10個で1万円だっていうような形で対応してると理解でよろしいですか。

成松議員： そうです。

会長： それから、住宅ローンのところで結構細かい資料の提示を求められてるところがございますけれども、もし差し支えなければお答えいただければと思いますが、ご自宅の住所というのは、一般的にはもう公開されているんですか。議員さんのご自宅の場所みたいなものは、オープンになっているんですか。

成松議員： はい。非公開にはしてませんが、その動画で、うちの家を撮ってバンバン出してますし、うちのお店を撮ったり、B部の子供たちまで顔出しされて、肖像権侵害という、青少年のですね。そういうのも、動画のほうで派手にやってますので、自宅というか新築した住宅の、まだ、未処理なんですけども、そこの住所はちゃんとわかっていると思います。

会長： そうすると、逆に言うと、法務局で全部事項証明登記簿謄本をとれば、住宅ローンを利用されれば、抵当権を設定されるのが通常だと思いますので、その細かい証明書みたいなものをいただからなくても、ご自宅の登記簿謄本を確認させていただければ、それで借り入れ含めて、被担保債権と言いますけど、幾ら借りられてどこの金融機関が抵当権を設定されてるというのはわかるんですね。それはもう抵当権を設定されているという理解でよろしいですか。

成松議員： そうですね。

委員： 大会に出れば寄附をお願いしたり、物販販売をされていることは分かるのですが、議員のお話の中で活動する子供たちが少

なくなるということで、私が知っているのは、何かの大会に出場することになったので、お願ひしますという形でした。今お話を聞いていたら活動費の方にも使われてるような感じだったのでしょうか。子供たちの人数が減っても、やはり同じようにカンパをされてきたのか。それと保護者の方が後援会の方に入られているのであれば、部活動の予算的なことも一緒にお話し合いをされた上で、物品販売をやりましょうかという話し合いもされていたのかというのをお聞きします。あと1つ、20年間続いてきた中で、保護者の方から、議員の方からそのカンパの働きかけをお願いするはどうかというような意見は出てこなかつたのかと思いましたので、ご質問させていただきます。

成松議員： 物品販売、多分それぞれやり方はいろいろあると思います。うちの場合は最初はそういうことはなく、先代が監督をやって、私が引き継いだわけですが。ほぼ手出しをしておりました。先代はそういう私生活も何もかも子供たちに捧げるようなところがございましたので、それを見兼ねた保護者の方々から、やっぱり物品販売を他クラブみたいにしたほうがいいんではないかというのが、私が引退して帰ってきて、3年目から4年目ぐらい。そのやり方についてということで、私が議員になってどうなのということと、生徒数の増減があるところに対する臨機応変な話し合いはなかったかというようなところでした。

まず1点目の件につきましては、そもそも部員が私が帰ってきたときにはゼロでありまして、小学生のちょっと身体能力の高い子を、食事をしてスカウティングしてっていうことで始めたので、そんなに人数が増えた時期はありません。

ですので、その話し合いを、今年はこの大会だからこれぐらいねっていうような話し合いではなく、先ほど申しました通り、強い年のときは、これは頑張らないと大会数が多いねと。例えば、全国大会が北海道、九州大会が沖縄だという年もありましたし、そういうときはその旅費の部分も含めて、多かろうが少なかろうが大会数、強い代のときは、全国大会が3大会フル出場となりますと大変な、もうそういうときは赤字でしたので、そういう意味では頑張って皆やろうというような話し合いはしておりますが、あとは私議員の立場なので、許されるのかどうかというお話は聞けませんでしたかということだったんですが、正直申し上げますと、先生頑張ってね、という声があったのは事実がありました。だから私も気合で頑張って売ろうということではないんですが、ただその年年のチームが強いということになると、これはもう民間企業の方のご寄附であったり、県内にちょっと広げてお願いに回ったりというような努力はしていましたところでございます。

委員： 質問させていただきます。あくまでも任意であってそのノルマをかけたり、あるいは幾ら集めてねっていうお願いはしてないっていうお話でしたけども、B部の種目はそんなにメジャー

なスポーツじゃないような気がしますが、これで市役所の方で474件集まつたっていうのは、他の一般的な物販に比べて多かったんでしょうか。それとも、それほどでもなかったんでしようか。

他の団体のものはまだその多かったとか、あるいは少なかつたとか。その辺でやっぱり成松議員が行った物販だけが突出してたっていうのであれば、成松議員の影響力があったのかなっていう気がします。

成松議員： よそのクラブが多い少ないということについて、庁舎内の部分については把握していません。ただ、私も野球の指導者、すばらしい先生方であったり、サッカーであったり、いろんな方々と、体育スポーツ協会を通していろいろなお付き合いをさせていただいておりますが、物販はどうですか、社会体育での物販っていうのはどういう形でどんな感じですかという、協議の話もしますし、指導の話もします。そういう中で、物販とか運営費の捻出についてもお話をされる機会がございますが、比較的に、取り扱う金額が多いとは思いませんし、やはり大所帯のスポーツになると、やはり保護者も多いですし、マンパワーでいろいろすごいなというところは、うらやましいところはありますけれども。決して金額的なもので、うちが突出しているというような認識はありませんでした。

委員： 一つお尋ねします。経費の話が出てますけど、年間の経費を寄附や物品販売で賄っておられるところがあると思います。そのために寄附を集められたり、物品販売で諸経費を賄っておられるのかなと思ったところと、そうなれば、その部にちゃんとした会計の方がいらっしゃれば、年間の収支決算がちゃんと把握できるんじゃないかと思うんですけど。

成松議員： 冒頭に述べましたが私が運営主体ではございません。後援会の方でこちらの確認を見ますと、監督がおりますし、会計もいます。保護者の方でやられてますし、後援会長、部活動顧問、監査ということの収支でありますので、その微細に至って、私が把握してなかつたのかと問われますと、それは運営主体の、後援会の保護者会の方でやっていただいているところでございます。

会長： 最後に1件だけよろしいですか。令和6年は従前の流れでの物販が行われたというふうに伺ったんですけど、今年、令和7年は行われているんですか。

成松議員： 昨年の九州大会出場者2名をもちまして、部員がゼロになりました。よって、本年は物品販売をする必要はないという後援会の判断でございました。

会長： ありがとうございました。他に質問はございませんか。
では、成松議員ありがとうございました。ご退出ください。

成松議員： せっかくの機会ですので。私は逃げも隠れもいたしませんし、話せることは話します。ただ、代理人弁護士がいらっしゃいま

して、どうしても刑事民事の観点から、先ほどの書類提出につきましては、代理人に相談をしながら提出になろうかと思いまますので、皆様方、ぜひご理解を賜りたいと思いますのでよろしくお願ひします。本日はお世話なりました。ありがとうございました。

(成松議員退室)

会長 : 5分ぐらい休憩としたいと思います。11時30分に開始します。

(休憩)

会長 : これから審査会の委員のみでの協議審議の段階に入ります。今から審議する事項につきましては、今後どのような調査を進めていくのか、どういうふうに案件について考えていくのかということを協議していくことになります。その場合、取り扱う情報が、個人のプライバシーだと、団体の利益に関するものとなる可能性があります。

それからもう1点危惧しておりますのが、原則は公開ですけれども、公開することによって、率直な意見交換が損なわれるところがありはしないかというところを、ちょっと気にしているところです。そこでそういう問題、懸念点があるのであれば、これから手続については非公開にするということも考えられると思いますが、そのあたりいかがでしょうか。

委員 : 今新しい市長に代わられました。その時の所信表明で透明性を高めるということが最初の新市長のいわゆる表明に出ております。

そうすると透明性とは何だろうかと考えた場合に、やはりこの政治倫理審査会は原則公開と、特別な場合は非公開ということなので、その原則は大事にしていかなければならぬのではないかと。それと、新しい市長になられて、八代が新しく生まれ変わろうという意欲の表れじゃないかなと思いましたので、個人的な意見で申し訳ないのですが、よろしくお願ひしたいと思います。

会長 : 公開・非公開について、皆様のご意見、お諮りしたいと思います。

非公開に賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成の委員挙手)

会長 : 私も含めて、5人以上の挙手で非公開という形になりましたので、申し訳ありませんが今からの審議については非公開とさせていただきます。

事務局 : では傍聴人の皆様は一旦ご退出をお願いいたします。

(傍聴人退室)

【会議非公開】

会長 : では、また入っていただいてよろしいですか。

(傍聴人入室)

会長 : 2号議案の方で成松議員の方から釈明が十分じゃないところがあったので、もう一度説明がしたいとの申出があっております。釈明の権利が被請求者にはございますので、もう1回入室していただいた上で、その部分について、追加でご意見を伺ったほうがいいかと思います。

会長 : 今、非公開にさせていただいている最終の議論については、次回までにこちらの方で、誰にどんなことをお尋ねするのかということあたりを、協議をさせていただきました。お問い合わせ自体は、事前に書面でいただいた上で、それについて次回は、またこの審査会の中で話し合っていく形になります。どんな調査をするか、また皆さんも、忌憚のないご意見を伺いながら、次回を進めていく必要があるかなと思います。

そうなってくると、先ほどと同じような形で非公開にしたほうがいいのか、次回は公開にするのかというのを、決める必要があると思っております。

それではその点について何かご意見はございますか。なければ多数決でお諮りさせていただいてよろしいでしょうか。

では次回のこの審査会を非公開とすることについて賛成の方、挙手をお願いします。

(賛成の委員挙手)

会長 : では賛成が4人で、次回は公開で行うということでおよろしいですかね。

成松議員がいらっしゃいましたか？

(成松議員入室)

成松議員 : 先ほどの質疑の中で、4点ほど発言をさせていただければと思います。

訂正も含めてでございますが、先ほどの委員からのご指摘の中で、私が少し聞きそびれた点があったのを失礼いたしました。庁舎内で474件ということを認識でご質問されたかと思うんですが、冒頭、執行部からの説明がしっかりとありますように、総数が474件ありますて、庁舎内での販売が227件ということありますので、これは後援会の保護者の皆さんを含めて474件

のうち、私が預かった部分で庁舎内が227件というのが正確な数字でございます。あとはもう1点の先ほど傍聴していた市民の方からもご指摘がありまして、B部の種目のメジャー云々というところについては、しっかりと国技として底辺拡大や、そして今、塩屋八幡宮、日奈久温泉神社の催し物もなくなった中で、竹原神社を今、守っているというところでの、競技団体の会長としてもしっかりとそこは伝えておくようにということでございましたので、よろしくお願ひいたします。

それと後援会の会計の件で2点。修正といいますか、私も成松ゆきお後援会とB部の後援会というのは別なんですが、ちょっと私の説明の仕方が悪かったみたいで、混同される恐れがあるっていうことありましたので、B部の後援会の会計は単年度で変わるのが、子供たちもこう、流動的なものがありますので、原則変わっておりますので、先ほど委員さんからご指摘がありましたが、私の後援会の方は、複数年やりますけれども、B部の後援会の方は、単年度で変わっているというところがございましたので、そのまとまってるっていうことになりますと、後援会の出席等々も含めてばらばらになったお母さん方もいらっしゃいますので、そういったところをご理解いただきたいというところでございます。私から2点、発言の修正といいますか、そういったところで、皆様にはよろしくお願ひいたします。以上です。

会長 : 何か委員の皆様、追加でご質問等ございますか。特にないですかね。では、成松議員ありがとうございました。

(成松議員退室)

会長 : それでは本日の審査はこれで終了となります。

事務局 : 中松会長、大変ありがとうございました。委員の皆様も長時間にわたるご審議、大変ありがとうございました。次回第2回の審査会につきましてですが、その日程場所につきましては、委員の皆様に改めてご連絡をさせていただきます。本日の審査会の議事はすべて終了いたしました。以上で第1回八代市政治倫理審査会を終了いたします。